

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日
翌日翌日
翌日翌日
翌日翌日)

目 次

規 則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林務課)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則(会計課)

規 程

鳥取県企業局事務決裁規則の一部を改正する企業管理規程(総務課)

企 業 訓 令

鳥取県企業局文書管理規程(総務課)

告 示

林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則

一 県立病院における労働者災害補償保険に係る療養の給付等に係る使用料の額の算定は、医科診療報酬点数表又は老人医科診療報酬点数表によるものとする。こととした。

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 林業生産高度化資金の拡充

1 技術導入資金に次の資金を加えることとした。(別表関係)

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
(一) 未利用資源利活用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置するのに必要な資金	当該機械又は施設の購入又は設置に要する費用の百分の八十に相当する額	五年以内	なし
(二) 林業経営情報システム機器で知事が定める基準に適合するものを購入するのに必要な資金	一セットにつき六百万円	五年以内	なし

2 間伐材高度利用施設資金の貸付限度額を一セットにつき九百万円(現行六百万円)に引き上げるとともに、償還期間を十年以内(現行五年以内)に延長することとした。(別表関係)

(係)

3 特認間伐施設資金に次の資金を加えるとともに、同資金の償還期間を十年以内（現行五年以内）に延長することとした。（別表関係）

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
円柱加工機を設置するのに必要な資金	一セットにつき千九百五十円	十年以内	なし

二 林業労働安全衛生施設資金の再編拡充

1 林業労働安全衛生施設資金の名称を林業労働福祉施設資金に改めることとした。（第二条、第四条、別表関係）

2 林業労働福祉施設資金として次の資金を加えることとした。（別表関係）

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
福利厚生施設資金 林業労働に従事する者を確保するための保健施設で知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金	一セットにつき八百二十万円	十年以内	三年以内

三 林業後継者等養成資金の再編拡充

1 林業後継者等養成資金の名称を青年林業者等養成確保資金

に改めることとした。（第二条、第四条、別表関係）

2 研修教育資金の貸付限度額を次のとおり引き上げることとした。（別表関係）

現 行	改 正 後
二十万円（林業労働従事者を研修に派遣する場合にあっては、派遣する者一人につき四十五万円）	七十万円（林業労働従事者を研修に派遣する場合にあっては、派遣する者一人につき百二十五万円）

3 林業経営共同開始資金の名称を林業経営開始資金に改めることとした。（別表関係）

4 林業経営開始資金の貸付限度額を次のとおり引き上げるとともに、その償還期間及び据置期間をそれぞれ十年以内（現行五年以内）及び三年以内（現行一年以内）に延長することとした。（別表関係）

現 行	改 正 後
二百六十万円（団体の場合） にあっては、構成員一人につき二百六十万円	千万円（団体の場合） にあっては、構成員一人につき千万円

四 一人当たりの貸付限度額の改正

一 林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度を次のとおり

改めることとした。(第五条関係)

区 分	現 行	改 正 後
個人	六百万円(知事が必要と認めた場合にあっては、千万円)	千万円
会社	六百万円(知事が必要と認めた場合にあっては、千万円)	三千万円
個人又は会社 以外のもの	三千万円(知事が必要と認めた場合にあっては、五千万円)	五千万円

五 保証制度の改善

貸付金の貸付けに際し必要な保証については、連帯保証人によるほか、担保の提供によることもできることとする。こととした。(第七条関係)

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

七 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、平成六年一月三十一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 異常の事象によって受けた漁業に係る損失でその程度が特に大きいものの補てんに必要な資金であって、融資機関が年三・〇パーセント(通常は、年四・四〇パーセント)以内の利率で漁業者等に貸し付けるものに係る利子補給率は、年三・〇パーセント(通常は、年一・六〇パーセント)とすることとした。

二 一の規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

一 課長補佐の専決事項及び係長の個別専決事項の新設(第六条、別表第四関係)

1 一件三十万円未満の経費の支出の決裁(2を除く。)については、原則として課長補佐の専決とすることとした。

2 一件十万円未満の義務的な経費及び定例的な経費の支出の決裁については、係長の専決とすることとした。

二 課長補佐の代決権者の設定(第九条関係)

課長補佐の代決は、課長があらかじめ定める会計員又は主務係長が行うこととした。

三 出納局長及び課長の共通専決事項の明確化(第六条、別表第三関係)

出納局長及び課長の共通専決事項を具体的に明記することとした。

四 その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日

この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条第一項の療養の給付又は同法第二十二條第一項の療養給付の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）別表第一診療報酬点数表（甲）又は別表第二」を「平成六年厚生省告示第五十四号（健康保険法の規定による療養に要する費

用の額の算定方法。以下「健康保険法による告示」という。）の医科診療報酬点数表又は」に改め、同表老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十二条第四号の健康診査の給付の項を削り、同表老人保健法第十二条第五号の医療（医療費の支給を除く。）の給付の項中「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十五号）別表第一老人診療報酬点数表（甲）又は別表第二」を「平成六年厚生省告示第七十二号（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準。以下「老人保健法による告示」という。）に基づき同告示に定める老人医科診療報酬点数表又は」に改め、同表自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一診療報酬点数表（甲）又は別表第二」を「健康保険法による告示の医科診療報酬点数表又は」に、「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準別表第一老人診療報酬点数表（甲）又は別表第二」を「老人保健法による告示の老人医科診療報酬点数表又は」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止及び林業後継者等の養成を図るため、林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）の趣旨にかんがみ」を「林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）に基づき」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において「林業従事者等」とは、法第三条第一項に規定する林業従事者等をいう。

2 この規則において「林業改善資金」とは、法第二条に規定する林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金をいう。

（林業改善資金の貸付け）

第三条 県は、予算の範囲内において、林業従事者等に対して林業改善資金を貸し付けるものとする。

第四条中「林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金」を「前条の規定により貸し付けられる林業改善資金（以下「貸付金」という。）」に改める。

第五条第一項中「第三条の規定による貸付けに係る資金（以下「貸付金」

という。）を「貸付金」に改め、「償還期間」の下に「（据置期間を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一 個人 千万円

二 会社 三千万円

三 前二号に掲げる者以外のもの 五千万円

第七条の見出しを「（担保又は保証人）」に改め、同条第一項中「連帯保証人を二人以上」を「知事が適当と認める物件を担保に供し、又は貸付金の種類に応じて知事が別に定める数の連帯保証人を」に改め、同項ただし書中「次」を「林業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第五条各号」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「である」の下に「場合において連帯保証人を立てる」を加え、同条に次の一項を加える。

3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者に対して、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保に供する物件の追加若しくは変更を求めることができる。

第十一条第一項中「林業経営共同開始資金」を「福利厚生施設資金及び林業経営開始資金」に改める。

別表第一号4中「成形燃料製造機械、作業道開設用機械若しくはきのこ生産用の機械・施設」を「作業道開設用機械、成形燃料製造機械、未利用資源活用機械・施設、きのこ生産用の機械・施設若しくは林業経営情報システム機器」に、「又はタワー等を装備した集材機」を、「タワー等を装備した集材機又は未利用資源活用機械・施設」に、「購入する場合にあつては、当該機械の購入」を、「購入し、又は設置する場合にあつては、当該機械又は施設の購入又は設置」に、

きのこ生産用の機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合にあつては、一セットにつき六百万円

を

きのこ生産用の機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合にあつては、一セットにつき六百万円
 林業経営情報システム機器で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セットにつき六百万円

に改め、同号5中

「六百万円」を「九百万円」に、「五年」を「十年」に改め、同号6中「又は集塵施設」を「集塵施設又は円柱加工機」に、

集塵施設を設置する場合にあつては、一セットにつき三百三十万円

を

集塵施設を設置する場合にあつては、一セットにつき三百三十万円
 円柱加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき千九百五十万円

に、「五

年」を「十年」に改め、同表第二号中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に改め、同号1及び2中「(据置期間を含む。)」

を削り、同号に次のように加える。

3 福利厚生施設資金	一セットにつき	十年以内	三年以内
林業労働に従事する者を確保するための保健施設で知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金	八百二十万円		

別表第三号中「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に改め、同号1中「林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者」を「青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者」に、「二十万円」を「七十万円」に、「四十五万円」を「百二十五万円」に、

「三年以内」を「三年以内 一年以内」に改め、同号

2中「林業経営共同開始資金」を「林業経営開始資金」に、「林業後継者たる青年」を「青年林業者」に、「二百六十万円」を「十万円」に、

五年以内	一年以内	十年以内	三年以内
(据置期間を含む)			
	を		
			に改める。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号 (第8条関係)

林業改善資金貸付申請書

林業改善資金 () (資金) の貸付けを受けたいので、鳥取県林業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

職 氏 名 殿

申請者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

電 話 番 号

記

㊤

整理番号											
資 金 種 類	償還期間	据置期間	貸付けを受けようとする時期			事業費及び申請額					
			事業量	事業費	申請額	事業量	事業費	申請額	事業量	事業費	申請額
	年	年	月	日				千円		千円	千円
連帯債務者	住 所	氏 名	印	連帯保証人	住 所	氏 名	印				
担保物件											
金融機関名 (貸付金振込預金口座)			預 金 名				口 座 番 号				
償 還 計 画	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目	
	年 月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	事 務 委 託 機 関					事 務 再 委 託 機 関					

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事業所(場)の所在地	
設 立 時 期 (個人にあっては事業開始の時期)	
事 業 の 概 要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

- (注) 1 () 内には、林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金の別を記入すること。
- 2 「事業量」欄には、貸付申請に係る機械の購入台数、間伐の実施面積等を記入すること。
- 3 「事業費」及び「申請額」については、千円未満の端数は切り捨てること。
- 4 「事業の概要」欄には、申請者が業としている事業の規模及び内容 (事業種別の年間生産量、農林業の経営内容等) を記入すること。

様式第2号 (第10条関係)

(表面)

収入印紙
はり付け欄

林業改善資金借用証書

資金の種類						
借受者の氏名 又は名称				住 所		
借 入 金 額	支 払 期 日 及 び 償 還 額	第1回	年	月	日	千円
千円		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
支 払 期 日		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
		第6回	年	月	日	千円
		第7回	年	月	日	千円
		第8回	年	月	日	千円
		第9回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円

本日上記のとおり林業改善資金を借用しました。ついては、鳥取県林業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

職 氏 名 殿

借受者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

Ⓜ

上記資金の借受けにつき、鳥取県林業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

氏 名	印	住 所
計		人

(注) 「資金の種類」欄には、林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県林業改善資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

(裏面)

林業改善資金借用証書特約条項

(注) 必要に応じて、特約条項を記載すること。

様式第3号 (第14条関係)

林業改善資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

申請者 郵便番号 □□□-□□
住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電 話 番 号

㊦

年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号)で林業改善資金を借り受けましたが、その支払の猶予を受けたいので、鳥取県林業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	変 更 理 由				

- (注) 1 「資金種類」欄には、林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金に係る鳥取県林業改善資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。
- 2 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記入すること。
- 3 知事が指定する証明書等を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定は、平成六年一月三十一日から適用する。
- 3 平成六年一月三十一日前にこの規則による改正前の鳥取林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に次の一項を加える。

- 2 異常の事象によって受けた漁業に係る損失でその程度が特に大きいものとして知事が別に定めるものの補てんに必要な資金であつて、融資機関が年三・〇パーセント以内の利率で漁業者等に貸し付けるものについての第四条の規定の適用については、同条中「年一・六〇パーセント」

とあるのは、「年三・〇パーセント」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局事務決裁規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「及び課長」を「等」に改め、同条第一項中「とおり」の下に「とし、課長補佐（課長補佐を二名以上置く課にあつては当該課長のうちから、出納長があらかじめ定める者とする。以下同じ。）及び係長の専決事項は、別表第四に掲げるとおり」を加え、同条第二項を削る。

第七条及び第八条を削り、第九条の表中「あつては」を「あつては、」

に、
係 長 課長があらかじめ定める上席の吏員

係 長	出納長の権限に属する事務にあつては、課長があらかじめ定める会計員	に改め、
	知事の権限に属する事務にあつては、課長があらかじめ定める上席の吏員	
課長補佐	出納長の権限に属する事務にあつては、課長があらかじめ定める会計員	に改め、
	知事の権限に属する事務にあつては、主務係長	

を

同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条中「及び第六条第二項において準用する本庁事務決裁規則第四条の規定に基づく同規則別表第二」を削り、同条を第九条とし、第十二条を第十条とする。

別表第一第三号中「歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類する歳入金を除く。）の収入」を「収入の事前承認」に改め、同表第四号中「工事請負費」を「建設工事請負費」に改め、同表第五号及び第五号の二中「工事請負費」を「建設工事請負費」に改め、同表第五号の三中「給与その他の給付、共済費及び工事請負費の支出」を「報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給・退職年金及び建設工事請負費の支出並びに同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰

入れのための支出（以下「義務経費等の支出」という。）に改める。

別表第二一号を削り、同表第二号中「歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類する歳入金を除く。）の収入」を「収入の事前承認」に改め、同号を同表第一号とし、同表第三号中「工事請負費」を「建設工事請負費」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号中「工事請負費」を「建設工事請負費」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号中「工事請負費」を「建設工事請負費」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「給与その他の給付、共済費及び工事請負費」を「義務経費等」に改め、同表中同号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表第三中

課 名	出納局長専決事項	課長専決事項
-----	----------	--------

を

区 分	出納局長専決事項	課長専決事項
共 通	一 所属職員に対する外国旅行の命令及びその復命の受理（課長若しくはこれに相当する職の職員（以下この表中「課長等」という。）に係るものを除く。） 二 課長等に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 三 課長等に対する部分休業の承認及びその取消し 四 課長等に対する職務に専念す	一 所属職員に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 二 所属職員に対する部分休業の承認及びその取消し 三 所属職員に対する職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）第二条第一号並びに職務に専念する義

	<p>る義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由に該当する場合を除く。）の承認</p> <p>五 所属職員の扶養親族の認定</p> <p>六 所属職員の住居手当に係る確認及び決定</p> <p>七 所属職員の通勤手当に係る確認及び決定</p> <p>八 所属職員の単身赴任手当に係る確認及び決定</p> <p>九 所属職員の児童手当の受給資格又はその額の認定</p> <p>十 臨時的任用職員（任用期間が十六日未満の者に限る。）の任免及び給与の決定</p> <p>十一 係の分掌事務の決定</p> <p>十二 所属職員の課又は係への所属の決定（課長等及び係長に係るものを除く。）</p> <p>十三 所属職員の分担事務の決定</p> <p>十四 職員以外の者に対する外国</p>
<p>務の特例に関する規則第三条第十九号、第二十号、第二十一号及び第二十六号の二の事由に該当する場合を除く。）の承認</p> <p>四 軽易な許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分</p> <p>五 軽易な請願又は陳情の処理</p> <p>六 軽易な事務又は事業についての計画又は実施方針の決定</p> <p>七 軽易な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告</p> <p>八 軽易な検査、調査、報告の受理、資料の提出の要求、措置命令その他の監督</p> <p>九 軽易な会議の開催</p> <p>十 軽易な講習会、講演会、品評会、競技会等の開催及び参加の決定</p> <p>十一 行政処分に係る弁明の機会の供与及び意見の聴取</p> <p>十二 許可証、免許証、登録証、検査証、合格証、鑑札等の交付及び書換え</p>	
<p>旅行の依頼</p> <p>十五 重要な許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分</p> <p>十六 重要な請願又は陳情の処理</p> <p>十七 函等に対する請願、陳情その他の要望</p> <p>十八 重要な事務又は事業についての計画又は実施方針の決定</p> <p>十九 函、他の公共団体等との協議</p> <p>二十 重要な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告及び催告</p> <p>二十一 訴訟代理人の指定</p> <p>二十二 重要な検査、調査、報告の受理、資料の提出の要求、措置命令その他の監督</p> <p>二十三 重要な会議の開催</p> <p>二十四 重要な講習会、講演会、品評会、競技会等の開催及び参加の決定</p> <p>二十五 行政処分に係る聴聞の実施</p> <p>二十六 前各号に掲げるものは</p>	<p>十三 事実の証明及び謄本、抄本等の交付</p> <p>十四 検査、調査、監督、監視、徴収等に従事する職員の任免及び身分を示す証票の交付</p> <p>十五 前各号に掲げるもののほか軽易なもの</p>

か重要なもの

に改め、別表第三会計課の項出納局長専決事項の欄中第四号、第五号及び第六号を次のように改める。

四 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給その他の財政援助金に係る交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分

五 請負契約の対象となる部分に係る設計金額が五百万円以上二億円未満の工事の執行の決定

六 一件五百万円以上の支出負担行為（物品の購入又は修繕に係るものを除く。）

別表第三会計課の項出納局長専決事項の欄第六号の次に次の各号を加える。

七 一件五百万円以上の歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類するものを除く。）の調定

八 寄付金品の受納

九 一件の予定貸貨料の額が五百万円未満の物品の貸付け及び借受け

十 一件の予定貸貨料の額が百万円未満の普通財産の貸付け及び財産の借受け（軽易なものを除く。）

別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号(一)中「歳入金の収入」を「収入の事前承認」に改め、同号(二)及び(三)中「工事請負費」を「建設工事請負費」に改め、同号(四)を次のように改める。

(四) 一件三十万円以上の義務経費等の支出（建設工事請負費の支出を除く。）

別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号(五)中「工事請負費」を「建

設工事請負費」に改め、同号(六)を次のように改める。

(六) 一件三十万円以上千万円未満の支出（義務経費等の支出を除く。）

別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号中(七)を削り、(八)を(七)とし、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、(十一)中「軽易なもの」の下に「（別表第四に掲げるものを除く。）」を加え、同号中(十二)を(十)とし、同欄第二号中「給与その他の給付（恩給を除く。）」を「報酬、給料及び職員手当等（知事が別に定めるものを除く。）」に改め、同欄に次の一号を加える。

三 知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（出納局に係るものに限る。）

(一) 一件五百万円未満の支出負担行為

(二) 一件二百万円以上の支出命令

(三) 負担金、補助金その他これらに類するものの歳入金の調定（一件五十万円未満の事後調定を除く。）

(四) 前号に掲げるもののほか一件五百万円未満の歳入金の調定（一件五十万円未満の事後調定を除く。）

(五) 物品の保管換え

(六) 戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令

(七) 歳入歳出外現金又は有価証券の出納の通知

(八) 債権の管理に関する必要な措置の決定

(九) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの

イ 給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除

ロ 給与に関する証明及び報告

(十) 差し押さえられた金銭の供託

(十一) 同一会計内の振替え、他の会計への繰出し又は歳入歳出外現金へ

会計課	共通	課長補佐専決事項	係長専決事項
	事後調定	係長専決事項	係長専決事項
	出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
	一 一件十万元以上三十万円未満の義務経費等の支出（建設工事請負費の支出を除く。）	一 一件十万元以上三十万円未満の義務経費等の支出（建設工事請負費の支出を除く。）	一 一件十万元以上三十万円未満の義務経費等の支出（建設工事請負費の支出を除く。）
	一 一件五十万円未満の歳入金の	簡易な方式による照会、回答、督促及び付せん返戻	
	二 一件二百万円未満の支出命令		

の繰入れのための収入又は支出の命令

（四）請負契約の対象となる部分に係る設計金額が五百万円未満の工事の執行の決定

（五）一件の予定賃貸料の額が百万円未満の普通財産の軽易な貸付け及び財産の軽易な借受け

（六）前各号に掲げるもののほか軽易なもの
別表第三に備考として次のように加える。

備考 共通の項に掲げる事項と会計課の項又は用度課の項に掲げる事項とが重複する場合には、その重複する限度において、会計課の項又は用度課の項に定めるところによるものとする。
別表第四を次のように改める。

別表第四
課長補佐及び係長の専決事項

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

二 一件十万元以上三十万円未満の賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費、扶助費又は公課費の支出	二 一件十万円未満の賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費、扶助費又は公課費の支出
三 一件三万元以上三十万円未満の食糧費の支出	三 一件三万円未満の食糧費の支出
四 一件三十万円未満の支出（義務経費等の支出並びに賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費、扶助費及び公課費の支出を除く。）	四 返納を伴わない資金前渡精算書の確認
	五 前各号に掲げるもののほか特に軽易なもの

企業管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成五年三月鳥取県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条を第十条とし、第八

条を第九条とし、第七条の表中

係を置く事業所

を

係を置く事業
主務係長

所に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条中「別表

第五」を「別表第六」に、「とおり」を「事項（発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。）」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（工事の執行等に係る専決事項）

第五条 前条の規定にかかわらず、工事の執行及び工業用水の給水に係る

事務については、局長及び総務課長は、別表第五に掲げる事項（次条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。）を専決するものとする。

別表第一第一号中「又は」を「及び」に改め、同表第二号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第五号中「及び」を「又は」に改め、同表第六号を次のように改める。

六 国が行う表彰に係る具申

別表第一第七号中「職員（課長補佐及び）」を「課長補佐又は」に、「に限る。」を「（以下「課長補佐等」という。）」に改め、同表第九号中「職員」を「課長若しくはこれに相当する職以上の職員又は事業所の長（以下「課長等」という。）」に改め、同表第十一号中「又は」を「及びその」に改め、同表第十五号中「及び」の下に「その」を加え、同表第十六号中(四)を(六)とし、(三)を(五)とし、同号(二)中「又は」を「及び」に改め、同号中(二)を(四)とし、(一)を(三)とし、同号に(一)及び(二)として次のように加える。

(一) 知事が行う表彰

(二) 職員以外の者に対する外国旅行の依頼

別表第一第十八号中「一億円」を「二億円」に改め、同表第十九号を次のように改める。

十九 基本使用水量、基本使用水量と特定使用水量の合計又は変更する

使用水量が一日当たり二立方メートル以上となる場合における工業用水の給水の承認

別表第一第二十号中「電力供給契約」を「電力供給契約」に改める。

別表第二第二号中「及びこれに相当する職以上の職員」を「等」に改め、同表中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号と

し、同表第十一号中(四)を(六)とし、(三)を(四)とし、同号(二)中「又は」を「及び」に改め、同号中(二)を(四)とし、(一)を(三)とし、同号に(一)及び(二)として次のように加える。

(一) 知事が行う表彰

(二) 職員以外の者に対する外国旅行の依頼

別表第二十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第六号中「又は取消し」を「及びその取消し」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号中「の旅行命令のうち三日以上にわたり」を「(五日以上)」に、「の旅行命令及び」を「に限る。」の旅行命令その他の勤務命令及び」に改め、同表中同号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員(課長等を除く。)に対する外国旅行の旅行命令及びその復命の受理

別表第二中第十五号を削り、同表第十六号中「動産及び」を「動産又は」に改め、同表中同号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同表第十九号中「第五条」を「第六条」に改め、同表中同号を第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

別表第三課長の共通専決事項の項第三号中「又は」を「及び」に改め、同表総務課長の専決事項の項第二号中「職員」の下に「(課長等を除く。)()」を加え、「又は」を「及びその」に改め、同項第三号中「通勤手当及び」を「通勤手当又は」に改め、同項第四号中「及び」を「又は」に改め、同項第七号中「第五条」を「第六条」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「動産及び」を「動産又は」に改め、同項中同号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項第十一号中「第五条」を「第六条」に改め、同号

を同項第十号とし、同項第十二号中「第五条」を「第六条」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第五条」を「第六条」に改め、同項中同号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

別表第四総務係長の専決事項の項中「及び」を「又は」に改める。

別表第五中「第五条」を「第六条」に改め、同表事業所の長の共通委任決裁事項の項第一号中「三日」を「五日」に改め、同項中第五号を第十五号とし、第四号の次に次の十号を加える。

五 請負対象設計金額が二百五十万円(鳥取県企業局西部事務所長(以下この項において「西部事務所長」という。))にあっては、五千円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更で変更前の請負対象設計金額の五割を超えない範囲内のもの

六 請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所長にあっては、五百万円)未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること
の決定

七 請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所長にあっては、五千万円)未満の工事に係る請負契約の締結の決定

八 請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所長にあっては、五千万円)未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行

九 鳥取県営企業財務規程第六十五条の三の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所長にあっては、五千万円)未満の工事に係るもの

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認を含む。）の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(四) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(五) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(六) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(七) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五百万円）未満の工事に係るもの

(八) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(十) 第三十三条の規定による措置の要求のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に

係るもの

(三) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(四) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(五) 第四十条第一項後段（第三十六条第五項若しくは第六項、第三十七条又は第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期又は請負代金の額の変更の協議のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(六) 第四十条第三項の規定による工事の施行の一時中止のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(七) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、五千万円）未満の工事に係るもの

(八) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

(九) 第五十二条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が二百五十万円（西部事務所長にあっては、一千万円）未満の工事に係るもの

- (㉒) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の工事に係るもの
- (㉓) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の工事に係るもの
- (㉔) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (㉕) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の工事に係るもの
- (㉖) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の工事に係るもの
- (㉗) 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、一千万円)未満の工事に係るもの
- (㉘) 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の工事に係るもの
- 十 契約対象金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、一千万円)未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定

- 十一 契約対象金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、一千万円)未満の設計又は監督の委託の決定
 - 十二 予定価格が百万円未満の工食用材料の購入並びに予定価格が五十万円未満の機械又は器具の購入、借入れ及び修繕
 - 十三 一件の金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の支出負担行為
 - 十四 一件の金額が二百五十万円(西部事務所にあっては、五千万円)未満の支出命令
- 別表第五鳥取県企業局発電集中管理所長及び鳥取県企業局中部管理所長の委任決裁事項の項を削り、同表鳥取県企業局西部事務所長の委任決裁事項の項中第三号を削り、第二号を第三号とし、同項一号中「及び使用並びに」を「若しくは使用若しくは」に、「権利並びに」を「権利若しくは」に、「所有権及び」を「所有権若しくは」に、「及び消滅並びに」を「若しくは消滅又はそれらに伴う」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 一 除草、清掃その他の施設の保全に関する事務の委託の決定
- 別表第五鳥取県企業局西部事務所長の委任決裁事項の項中第四号を削り、同項第五号中「収入命令」の下に「(第六号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 五 鳥取県工業用水供給規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項の規定による給水の申込みの受理及び同条第二項の規定による給水の承認のうち基本使用水量が一日当たり千立方メートル未満となる場合におけるもの

- (二) 第六条第一項の規定による給水の申込みの受理及び同条第二項の規定による給水の承認のうち基本使用水量と特定使用水量の合計が一日当たり千立方メートル未満となる場合におけるもの
 - (三) 第七条第二項において準用する第五条第一項又は第六条第一項の規定による使用水量の変更の申込みの受理及び第七条第二項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の規定による使用水量の変更の承認のうち変更する使用水量が一日当たり千立方メートル未満となる場合におけるもの
 - (四) 第八条第一項の規定による給水施設の工事の承認並びに同条第二項の規定による給水施設の工事の完成検査申請書の受理及び検査
 - (五) 第九条第二項の規定による給水施設の検査
 - (六) 第十条第一項の規定による給水の制限及び停止
 - (七) 第十一条第二項の規定による給水の適正を図るため必要な措置の命令
 - (八) 第十二条の規定による使用水量の決定及び認定
 - (九) 第十三条第一項の規定による水量メーターに異常がある旨の通知の受理
 - (一〇) 第十六条の規定による利用の開始又は廃止の届出の受理
 - (一一) 第十九条の規定による給水の停止
- 別表第五鳥取県企業局西部事務所長の委任決裁事項の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、同表を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。
- 別表第五(第五条関係)

局長の専決事項

- 一 請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更
- 二 請負対象設計金額が五百万円以上一億円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
- 三 請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)第六十五条の三の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下同じ。)が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち、請負

総務課長の専決事項

- 一 請負対象設計金額が五百万円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更
- 二 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
- 三 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- 五 鳥取県営企業財務規程第六十五条の三の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- (三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認
- 四 第十四条第一項(第二十条又

対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(三) 第十四条第一項(第二十条又は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(四) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(五) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(六) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上一億円未満の工事に係るもの

(七) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円以上一億円未満の工事に係るもの

(八) 第二十六条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの

(九) 第二十七条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち、請負対象設計金額が二

は第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(四) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(五) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(六) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(七) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(八) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(十) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(十一) 第三十三条の規定による措置の要求のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

億円未満の工事に係るもの

(三) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(四) 第三十三条の規定による措置の要求のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの

(五) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(六) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

(七) 第四十条第一項後段(第三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)の規定による工期又は請負代金の額の変更の協議のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの

もの

(三) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(四) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(五) 第四十条第一項後段(第三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)の規定による工期又は請負代金の額の変更の協議のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(六) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(七) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

(八) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

(九) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工

- 工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円以上二億円未満の工事に係るもの
- 第四十二条の規定による工期の延長
 - 第四十三条第一項の規定による工期の短縮の要求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
 - 第四十三条第二項の規定による工期を延長しないことの協議のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
 - 第四十三条第三項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
 - 第四十四条の規定による請負代金の額の変更の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
 - 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
 - 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの

- 事に係るもの
- 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
 - 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
 - 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
 - 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
 - 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの

- 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 第五十条第一項の規定による工事の完成の請求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 第五十八条第一項の規定による

六 契約対象金額が五百万円未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定

七 契約対象金額が五百万円未満の設計又は監督の委託の決定

- るかしの修補又は損害の賠償の請求のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- ③ 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- ④ 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- ⑤ 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- ⑥ 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- ⑦ 第六十九条第一項又は第七十条第一項の規定による請負契約の解除のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- ⑧ 第六十九条第二項(第七十条第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- ⑨ 第六十九条第二項(第七十条

- 第三項又は第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るもの
- ⑩ 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち、請負対象設計金額が二億円未満の工事に係るもの
- 五 契約の対象となる部分の金額(以下「契約対象金額」という。)が五百万円以上一億円未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定
- 六 契約対象金額が五百万円以上一億円未満の設計又は監督の委託の決定
- 七 鳥取県工業用水供給規程(昭和四十三年四月鳥取県企業管理規程第三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第四条第二号の規定による給水の対象者となることの承認
 - (二) 第五条第二項の規定による給水の承認のうち、基本使用水量が一日当たり千立方メートル以上二万立方メートル未満となる場合におけるもの
 - (三) 第六条第二項の規定による給水の承認のうち、基本使用水量と特定使用水量の合計が一日当たり千立方メートル以上二万立方メートル未満となる場合にお

けるもの
 四 第七条第二項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の規定による使用水量の変更の承認のうち、変更する使用水量が一日当たり千立方メートル以上二立方メートル未満となる場合におけるもの

附 則

この企業管理規程は、平成六年四月一日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局文書管理規程を次のように定める。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局文書管理規程

鳥取県企業局文書事務処理規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 企業局における文書の管理に関しては、他に特別の定めがある場

合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この訓令において「企業局」とは、本局（鳥取県企業局組織規程

（平成五年三月鳥取県企業管理規程第四号。以下「組織規程」という。）

第二章に規定する本局をいう。以下同じ。）及び事業所（組織規程第三章に規定する事業所をいう。以下同じ。）をいう。

2 この訓令において「文書」とは、企業局の職員が職務上作成し、又は取得する文書、図画その他の書類をいう。

3 この訓令において「所管課」とは、それぞれの文書を所管する課（組織規程第四条の規定により設置された課をいう。以下同じ。）をいう。

（所管課の長の責務）

第三条 所管課の長は、当該所管課における文書の管理状況を把握し、その処理、施行、整理及び保管が円滑適正に行われるよう所属の職員を指揮監督するものとする。

2 総務課長は、本局における文書の管理状況を総合的に把握し、その処理、施行、整理及び保管に関して所管課の長を指導し、必要な連絡調整を行うものとする。

3 総務課長は、事業所の文書の管理に関して事業所の長を指導し、必要な連絡調整を行うものとする。

（文書管理主任等）

第四条 所管課に、前条第一項の規定により課された責務について所管課の長を補佐させるため、文書管理主任を置く。

2 文書管理主任は、所管課の課長補佐（課長補佐に相当する職にある者を含む。）のうちから、当該所管課の長がそれぞれ指名する。

3 所管課の長は、前項の規定により文書管理主任を指名したときは、速やかにその者の職及び氏名を総務課長に通知するものとする。

(文書の收受)

第五条 本局に到達する文書及び郵便物等(文書が封入された郵便物(郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)に規定する郵便物をいう。以下同じ。))その他の物件をいう。以下同じ。))は、総務課において次に定めるところにより受け付け、又は配布する。

一 郵便物等に封入されていない文書は、その余白に受付印(様式第一号)を押印の上、その所管課に配布すること。

二 「親展」又は「秘」の表示がある郵便物等は、開封しないまま、知事、局長又は次長あてのものは総務課に、その他の職員あてのものは当該職員の属する課に、それぞれ配布すること。

三 書留の取扱いをされる郵便物(前号に該当するものを除く。))は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところによること。

イ 局長又は知事あてのもの 開封して封入されていた文書の余白に受付印を押印の上、その所管課に配布すること。

ロ その他の職員あてのもの 開封しないまま当該職員の属する課に配布すること。

四 前二号の規定に該当しない郵便物等は、開封して封入されていた文書の余白に受付印を押印の上、その所管課に配布すること。

2 前項の規定により文書を配布する場合において、その所管課を判別し難いときは、当該文書の所管課は、総務課長が決定する。

3 本局における文書の收受は、前二項の規定及び別に定めるところによるほか、本庁等(鳥取県文書管理規程(平成五年三月鳥取県訓令第一号。

以下「県規程」という。))第二条第一項に規定する本庁等をいう。以下同じ。))の例によるものとする。

(文書の処理)

第六条 本局において起案される文書(以下「起案文書」という。))は、一般起案用紙(様式第二号)及び継続起案用紙(様式第三号)により作成するものとする。ただし、上司への報告、供覧又は復命に係る事案の起案文書は、報告等起案用紙(様式第四号)及び継続起案用紙により作成するものとする。

2 起案文書の所定欄に番号とともに記載する記号は、「鳥企局」とする。

3 起案文書が決裁されたときは、当該起案文書を総務課に回付し、処理手続に関する審査を受けて、その所定欄に決裁済印(様式第五号)の押印を受けるものとする。

4 本局において施行する文書の発信名義は、別表に定めるところによるものとする。

5 本局における文書の処理は、前各項の規定及び別に定めるところによるほか、本庁等の例によるものとする。

(文書の整理及び保管)

第七条 本局において処理が完了した起案文書は、別に定めるところにより所管課において整理し、別に定める保管期間が満了するまで、所管課において保管するものとする。

2 前項の規定により保管する文書(以下「保管文書」という。))について、その保管期間が満了したときは、当該所管課においてこれを廃棄するものとする。

3 企業局の職員は、別に定めるところにより、保管文書を閲覧すること

ができる。

(事業所における文書の管理)

第八条 事業所における文書の管理は、所長が第四条から前条までの規定に準じて定める規程に従って行うものとする。

附 則

1 この訓令は、平成六年四月一日から施行する。
2 次に掲げる訓令は、廃止する。

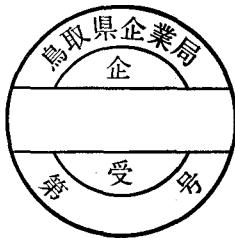
- 一 鳥取県企業局公文規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第十号)
- 二 文書の左横書きの実施に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第十一号)

別表(第六条関係)

名 義 者	施 行 文 書 の 種 別
知事。ただし、法令の規定による権限が他の者に存するときは、その者	一 条例、企業管理規程、企業告示、公告及び企業訓令 二 指令書、裁決書、決定書、議案書、契約書その他これらに類する文書 三 国の行政機関の長、次官その他これらに準ずる者に発する文書 四 都道府県知事に発する文書 五 市町村長に発する文書で特に重要なもの 六 その他前各号に掲げる文書に準ずる文書
局長	一 条例、企業管理規程等の解釈、運用方針等に関する文書 二 国の行政機関の局長、部長、課長その他これらに準ずる者に発する文書 三 都道府県の局長又は部長に発する文書

様式第1号(第5条関係)

受付印



- 備考 1 直径は30ミリメートルとすること。
2 年月日欄は、6.4.1のようにすること。

課長	四 市町村長に発する文書(前項第五号に掲げるものを除く。) 五 官公署の長(前項第三号から第五号まで及び本項第二号に規定する者を除く。)に発する文書 六 その他前各号に掲げる文書に準ずる文書
	一 都道府県の課長に発する文書 二 官公署に発する文書で軽易なもの 三 その他前一号に掲げる文書に準ずる文書

様式第2号 (第6条関係) 一般起案用紙

保存期間	永・10・5・1	分類記号	・	・	・	取扱区分		
題名 <div style="text-align: right;">起案数</div>								
..... してよろしいか伺います。 します。								
知事				副知事				
区	分	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	写し必要部数
所管	課係							
(合議)								
起案責任者 所属職氏名	局 課 係						庁内電話	
起案年月日	・	・	施行区分及び施行数				決 裁 済 印	
施行年月日	・	・						
	・	・						
	・	・						
	・	・						
処 理 期 限	・	・	審 査	浄 書	照 合	発 送	完結印	
発受鳥企局 第	号							

様式第4号 (第6条関係)

報告等起案用紙

保存期間	永・10・5・1	分類記号	. . .			取扱区分		
題名								
このことについて								
のとおり 報告・復命 します。 供覧								
知 事			副知事					
区	分	局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	写し必 要部数
所管	課 係							
(合 議)								
起案責任者 所属職氏名	局 課 係						庁内電話	
起案年月日	. . .			発受鳥企局 第				号
要 旨 (経 過)							決 裁 済 印	
							完 結 印	

様式第5号 (第6条関係)

決裁済印



告示

- 備考 1 直径は30ミリメートルとすること。
 2 年月日欄は、6.4.1のようにすること。

鳥取県告示第三百十八号

林業改善資金貸付基準(昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号)の一部を次のように改正し、平成六年一月三十一日から適用する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄中13を15とし、8から12までを二ずつ繰り下げ、7を9とし、9の前に次のように加える。

8 パーソナル・コンピュータ及びその周辺機器(ソフトウェアを含む。)で、各種のデータの収集及び分析に活用されて林業経営の改善に寄与すると認められるものの購入に必要な費用

第一の表第四号貸付内容の欄中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 林業の生産行程で発生する根株、枝条、被害木等一般的に利用価値の低いと認められる資源を主原料として、その付加価値を増大することが可能な炭化加工、木材成分の抽出、木材加工等を行うための機械・施設の購入又は設置に必要な費用

第一の表第五号の項貸付内容の欄1中「資金」を「費用」に改め、同表第六号貸付内容の欄3中「資金」を「費用」に改め、同欄に次のように加える。

6 円柱加工機を設置するのに必要な費用

第二中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に改め、第二の表第一号貸付の相手方の欄中「林業労働従事者」を「林業労働に従事する者(以下「林業労働従事者」という。)」に改め、同表第二号貸付内容の欄1中「暖房装置付き人員輸送用自動車(乗車定員が四人又は五人の自動車については、四輪駆動自動車に限る。)」を「暖房装置を備えた人員輸送用の自動車(知事が別に定めるものに限る。)」に改め、

同号貸付けの相手方の欄中「一と同じ」を「一の貸付けの相手方のうち、林業労働従事者を使用して林業経営を行う者（以下「雇用主」という。）及びその組織する団体」に改め、同号の次に次のように加える。

三 福利厚生 施設資金	知事が別に定める基準に従つて、次に掲げる施設を設置するのに必要な費用 1 面積がおおむね二十平方メートル以上又は被雇用者一人につきおおむね二平方メートル以上の休憩室 2 1と併せて設置される更衣室、浴室、シャワー又はトイレ 3 1に隣接する面積がおおむね百五十平方メートル以上のグラウンド 4 1又は3に附帯する面積がおおむね七十五平方メートル以上の駐車場	二と同じ	五月、八六月、九月又は十月又は十一月 二月 月
----------------	--	------	----------------------------

第三中「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に改め、第三の表第一号貸付内容の欄を次のように改める。

知事が別に定める基準に従つて、原則として三月以上の期間、次に掲げる研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、機械の燃料費等とし、雇用主がその使用する林業労働従事者を研修に派遣する場合にあっては、当該林業労働従事者の研修期間中の賃金を含む。）

- 1 国内の林業関係の研修機関の研修コースを受講する研修
- 2 国内の先進的かつ指導的な林業経営者、林業事業体等の下に滞在して受ける研修
- 3 国外の教育・研修機関の林業に関する研修コースを受講する研修又は国外の先進的な林業経営者、林業事業体等の下に滞在して受ける研修

第三の表第一号貸付けの相手方の欄中「林業後継者たる青年」を「青年林業者」に、「（おおむね十六歳以上五十歳未満の者に限る。以下同じ。）」を「その他の林業を担うべき者」に改め、同表第二号を次のように改める。

二 林業経営 開始資金	知事が別に定める基準に従つて、早期収益部門（しいたけ、なめこ、山菜、緑化樹木等の栽培、育成等を行う部門をいう。）又は育林部門（造林、保育、間伐等の森林施設を行う部門をいう。）のいずれかの経営又はこれらを組み合わせた林業複合経営を開始するの	青年林業者又はその組織する団体	五月、八六月、九月又は十月又は十一月 二月 月
----------------	---	-----------------	----------------------------

に必要な費用(種苗、資材、機械等の購入又は作業路等の設置に要する費用(土地の購入に要する費用を除く。)とする。)